平成２７年（フ）第７５７号
宮城県名取市植松４丁目８番２－10号
債務者　高橋あかね
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第８０３号
仙台市太白区富沢３丁目６番22－503号、従前の住所仙台市太白区人来田２丁目24番23号
債務者　多田　　寛
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第８２１号
仙台市若林区霞目２丁目14番２－201号
債務者　高橋　光平
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１２２号
福島県伊達郡川俣町大綱木字川合内23番地
債務者　矢吹　梨央
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第２４５号
茨城県猿島郡境町183番地１　アケイシャＢ
債務者　忍田　　徹
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第２４６号
茨城県猿島郡境町183番地１　アケイシャＢ
債務者　忍田規与子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第２５６号
茨城県古河市静町16番25号
債務者　髙橋美穂子
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第２５８号
茨城県結城市大字小田林2057番地
債務者　松本　　芳
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１３２号
富山県高岡市角186番地11
債務者　福島　千春
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第３００号
山梨県山梨市歌田956番地11
債務者　福井　美紀
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３０５号
山梨県笛吹市境川町石橋2280番地２、前住所
山梨県笛吹市境川町石橋2278番地１
債務者　三枝いづみ
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１号
山梨県甲州市塩山竹森1093番地１　Ｔ１－107
債務者　吉野　由美
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２３１号
長野県中野市大字中野1512番地　タウンハイツひとみＡ号
債務者　茂手木　誠
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４１７号
岐阜市大黒町５丁目２番地２　（メゾン白山４Ｄ号室）
債務者　桐山　　好
1　決定年月日時　平成28年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第５号
滋賀県彦根市本町１丁目９番28号（親玉荘２－Ｃ）
債務者　後藤　友子
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第６号
滋賀県近江八幡市安土町石寺1412番地
債務者　遠藤　政彦（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第４５７号
兵庫県姫路市阿保乙378番地５
債務者　ラッキー運送こと　成田　幸子
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３８９号
奈良県大和郡山市矢田山町８番地17
債務者　大森　輝明
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
奈良地方裁判所